

# 平成30年度障害者雇用実態調査結果

2019(令和元)年6月25日、厚生労働省は、2018年6月に実施した「平成30年度障害者雇用実態調査」の結果を公表しました。

この調査は、民営事業所における障害者の雇用の実態を把握し、今後の障害者の雇用施策の検討や立案に役立てることを目的に、5年ごとに実施しています。今回初めて、発達障害者も対象にしました。

調査対象は、常用労働者5人以上を雇用する民営事業所のうち、無作為に抽出した約9,200事業所で、回収数は、6,181事業所(回収率67.2%)でした。

主な調査結果は、下のとおりです。

### (1) 障害の種類・程度別の雇用状況

#### イ 身体障害者

・従業員規模5人以上の事業所に雇用されている身体障害者は42万3,000人。

・障害の種類別にみると、肢体不自由が42.0%、内部障害が28.1%、聴覚言語障害が11.5%、視覚障害が4.5%。

#### ロ 知的障害者

・従業員規模5人以上の事業所に雇用されている知的障害者は18万9,000人。

・障害の程度別にみると、重度が17.5%、重度以外が74.3%。

#### ハ 精神障害者

・従業員規模5人以上の事業所に雇用されている精神障害者は20万人。

・精神障害者保健福祉手帳により精神障害者であることを確認している者が91.5%、医師の診断等により確認している者が8.3%。

・精神障害者保健福祉手帳の等級をみると

2級が46.9%で最も多くなっている。また、最も多い疾病は「統合失調症」で31.2%。

#### ニ 発達障害者

・従業員規模5人以上の事業所に雇用されている発達障害者は3万9,000人。

・精神障害者保健福祉手帳により発達障害者であることを確認している者が68.9%、精神科医の診断により確認している者が4.1%。

・精神障害者保健福祉手帳の等級をみると、3級が48.7%で最も多くなっている。また、最も多い疾病は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害」で76.0%。

### (2) 雇用形態

雇用形態をみると、身体障害者は52.5%、知的障害者は19.8%、精神障害者は25.5%、発達障害者は22.7%が正社員となっている。

### (3) 労働時間(週所定労働時間)

#### イ 通常(週30時間以上)

身体障害者は79.8%、知的障害者は65.5%、精神障害者は47.2%、発達障害者は59.8%。

#### ロ 週20時間以上30時間未満

身体障害者は16.4%、知的障害者は31.4%、精神障害者は39.7%、発達障害者は35.1%。

#### ハ 週20時間未満

身体障害者は3.4%、知的障害者は3.0%、精神障害者は13.0%、発達障害者は5.1%。

### (4) 職業

職業別にみると、身体障害者は事務的職業が32.7%と最も多く、知的障害者は生産工程の職業が37.8%と最も多く、精神障害者はサービスの職業が30.6%と最も多く、発達障害者は販売の職業が39.1%と最も多い。

## (5)賃金

平成30年5月の平均賃金をみると、身体障害者は21万5千円、知的障害者は11万7千円、精神障害者は12万5千円、発達障害者は12万7千円となっている。

## (6)勤続年数

平均勤続年数をみると、身体障害者は10年2月、知的障害者は7年5月、精神障害者は3年2月、発達障害者は3年4月である。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05390.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05390.html)

## 読書バリアフリー法成立

2019年6月21日、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」が衆議院本会議において可決・成立し、同年6月28日に公布、施行されました。

同法の目的(第1条関係)は、まさに、名称が示すように視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することです。

同法において、「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む)を視覚により認識することが困難な者をいいます。また、「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書等視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいいます。

同法では、文部科学大臣及び厚生労働大臣に対して、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(「基本計画」)を定めなければならないこと、また、地方自治体に対し、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないことを規定し、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を求めています。

具体的な施策として、次の内容が示されています。

(1)視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等(第9条関係)

(2)インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(第10条関係)

(3)特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援(第11条関係)

(4)視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等(第12条関係)

(5)外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備(第13条関係)

(6)端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援(第14条関係)

(7)情報通信技術の習得支援(第15条関係)

(8)研究開発の推進等(第16条関係)

(9)人材の育成等(第17条関係)

この中で注目されるのは、(4)の電子書籍等の販売等の促進です。

「書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする」としています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/1418383.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1418383.htm)

## 厚労省が「自立支援に関する意識調査」の結果を公表

2019(令和元)年7月9日、厚生労働省は、「自立支援に関する意識調査」の結果を公表しました。この調査は、「平成30年版厚生労働白書」の作成に当たっての基礎資料を得ることなどを目的に、平成30年2月にインターネット調査により実施したものです。

調査対象は、20歳以上65歳未満の男女で、①障害や病気を有する者、②身近に障害や病気を有する者がいる者、③その他の者の3類型ごとに1,000人、合計3,000人から回答を得ました。

調査内容は、地域・職場での支え合いや就

労に関するものです。

調査の結果、つぎのようなことが明らかになったとのことです。

●地域・職場で、障害や病気で困っている者に対する意識

地域や職場で障害や病気を有していて、困っている者がいたら助けたいと思うかを聞いたところ、「積極的に助けたいと思う」および「助けたいと思う」と答えた者の合計は、②身近に障害や病気を有する者がいる者では76.9%と最も多く、次いで、①障害や病気を有する者では67.3%、③その他の者では55.4%となっている。

●治療と仕事の両立や、障害を有しながら仕事をすることに対する意識

治療と仕事を両立すること、または障害を有しながら仕事をするのは困難かを尋ねたところ、困難であるとする者の割合が、①障害や病気を有する者の66.3%、②身近に障害や病気を有する者がいる者の72.5%に対し、③その他の者の75.8%が最も高くなっている。

●職場に障害や病気を有する者がいる場合の影響

「職場に障害や病気を有する者(本人を含めない)がいる」と回答した者に対し、職場への影響を尋ねたところ、どの類型においても「仕事の進め方について職場内で見直すきっかけになった」が最多となっている。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05486.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05486.html)

## 「障害のある求職者の実態調査」中間報告

2019年6月25日、独立行政法人「高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)」は、「障害のある求職者の実態調査」の中間報告を公表しました。

この調査は、令和元年度末に「障害のある求職者の実態等に関する調査研究」の調査研究報告書としてまとめる予定でしたが、厚生労働省の平成30年度障害者雇用実態調査

結果の公表にあわせて、従前の障害者雇用実態調査の個人調査で調査していた項目に近い内容の調査項目について、中間報告として集計したとのことです。

この調査は、ハローワークに登録している障害のある求職者の実態把握を目的として、2回の調査から構成されています。

第1回目の調査は、平成30年6月1日から同月30日までの間に新規求職申込みを行った障害者(障害者手帳の交付を受けていない者を含む。)を対象に、求職者の状況について、ハローワーク担当者が職業相談等において把握した事例情報を所定の調査票に入力して回答しました。

第2回目の調査は、第1回調査対象求職者の就職状況について、平成30年12月末までに把握した就職状況について調査票に入力しました。調査票ファイルは平成31年1月に回収したとのことです。

最終的には、全国47都道府県の419箇所のハローワークから、障害のある求職者4,962人分の調査データ(個人情報を除く。)を収集しました。

障害属性、障害者手帳の有無、家族構成、職業履歴、年金の有無などに加えて、離職理由、離職を防ぐことができたと考えられる職場での配慮などについて調査しています。

「離職理由」としては、身体、精神、発達の各障害では、「障害・病気のため」という回答が一番多くなっていましたが、知的障害では、「業務遂行上の課題あり」が一番でした。

「離職を防ぐことができたと考えられる職場での措置や配慮」については、身体、知的の各障害は、「特になし」が最も多くなっていましたが、精神障害は、「調子の悪いときに休みをとりやすくする」が35.1%と最も多く、発達障害では、「職場でのコミュニケーションを容易にする手段や支援者の配置」が34.5%で最も多くなっていました。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)  
<http://www.nivr.jeed.or.jp/research/report/houkoku/chukanhoukoku.html>

# 情報フォルダー

## 地域共生社会開発プログラムの紹介

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 参与

上野悦子

平成 28 年と平成 29 年に当協会が、(一社)草の根ささえあいプロジェクト(名古屋)のご協力により実施した地域共生社会開発プログラムは、規模や特徴の異なる地域でもそれぞれに成果を見せている。本プログラムの概要と実施状況を紹介します。

### 【これまでの経緯】

平成 27 年に当協会は東京で第三回アジア太平洋 CBR 会議を共催した。46 の国と地域から約 600 人が集まり、CBR についての実践発表や意見交換等を行った。これに先立ち、日本を含むアジア太平洋地域で CBID\*の好事例を収集することになり、実践例からインクルージョンの条件を整理した。その条件とは、①CBID の概念(障害のある人を含む困りごとのある人が暮らしやすくなる地域を実現すること)をもとにしている。②そのためには専門的支援だけではなく生活全般を視野にいたした包括的な取り組みであること。③市民を含むよりおおくの関係者との連携を促すことである。

東京での第 3 回アジア太平洋 CBR 会議を踏まえ、日本国内で実施するためのプログラムの開発に向けて、平成 28 年、29 年に日本財団のご助成をいただき、国内での試行的実践を行った。試行的実践を踏まえ、平成 29 年に「地域共生社会開発プログラム」を開発した。このプログラムの中核となっているのは、「できることもちよりワークショップ」(草の根ささえあいプロジェクト)である。

### 【プログラムの概要】

地域共生社会開発プログラムは、①地域課題に携わる地域のキーパーソンでプログラムを開催したいという人材の発掘、②ワークショップを実施するための声掛けを含む事前準備(事例作成など)、③「できることもちよりワークショップ」開催、④そして終了後のフォローアップで構成される一連のプログラムである。「できることもちよりワークショップ」は課題解決を目指すものではなく、解決策を探す一歩手前の段階で、住民の意識が困り事のある人に関心をもちなんとかしたいという気持ちを引き起こすことに貢献することを主眼とするものである。

### 【試行的実践の状況】

日本財団のご助成をいただき、平成 28 年と 29 年に次の地域で実施した。その概要と成果は以下のとおりである。

#### 平成 28 年度実施地域

実施地域	富山県入善町	松本市(新村地区)	名古屋市
人口	26,819	243,300(3,237)	2,292,644
実施者	NPO 法人工房あおの丘	地域組織、松本大学、松本市	(一社)しん
領域	障害者就労生活支援	高齢者・地域の人々	精神障害の地域支援
ファシリテータ	NPO の代表者	松本大学卒業後地区に配属されたインターン生	団体のスタッフ
—			

成果	異業種交流ネットワークの誕生と継続的開催。	2回目、3回目のWS(ワークショップ)を行い、具体的支援につながる。	参加者による行動:恋活パーティ、マルシェ、夏祭り・映画祭等
----	-----------------------	------------------------------------	-------------------------------

### 平成 29 年度実施地域

実施地域	黒部市	松本市	愛知県大府市
人口	412,943	鎌田地区 19,426 奈川地区 717	91,623
実施者	NPO 法人宇奈月自立塾	松本市鎌田地区組織、奈川地区組織、松本大学	共和病院(精神科病床をもつ)
領域	子ども・若者支援	高齢者・地域の人々	退院後の患者さんの地域での支援へのつなぎ
感想・その後の進展	WS は新鮮で知ってもらい必要を感じた。事例づくりに思いをこめた。	松本大学卒業生がインターン生(松本市の協力)として地区に配属され、つながっている。	WS への参加呼びかけによる地域とのつながりの向上。

### 【成果と参加者の感想】

平成 28 年度実施の成果については次のとおりである。

○入善町:ワークショップ終了後主催者と参加者の有志により「BS にいかわ」という異業種交流会が設立され、その後、2、3 か月に一回の頻度で継続されている。地元の新聞でもその活動が連載された。

○松本市:新村地区では民生委員が替わったことから再度ワークショップを開催、さらに具体的な支援につながるよう3回目も開催された。

○名古屋市:参加者の一人が障害のある人の地域での経験を増やしたいと、恋活パーティや夏祭りなどを開催。いろいろな人がかかわり、その波及効果により参加者が増加した。

平成 28 年実施地域の参加者に 1 年後に感想を聞いたところ以下のとおりである。①一年経っても忘れず、主催者から誘われたらまた参加する、という人も多い。②困りごとのある人のことへの理解がすすみ、実際には少数であるが、行動を起こした人が現れ、その行動から影響を受けた人が現れるという動きが起きたこともわかった。

なぜ参加した時の気持ちを忘れずにいるのかについては、事例の作成をとおして困りごとのある人のことを具体的に理解し、自らができる支援のイメージにつながったことが困りごとを想像し、支援の疑似体験ができたことによるものと考えられ、地域でのネットワークづくりにつながるのである。

### 【私が「できること」の発見】

事例は実例ではないが、実際に近い内容にして困りごとのある人とその家族構成が示され、参加者ができることをたくさん出しやすいように工夫されている。「できること」は本人だけではなく家族にも向けられるため、たくさんのインフォーマルな「できること」がポストイットに貼り出される。福祉の専門家も個人としてできることを出し合う。他の人の「できること」を見てそういうことでもいい

んだ、という気づきあいや自信が参加者におきる。具体的にどのようなことが出されたかという「お墓参りに同行できる」とか、発達障害のある本人が絵を描くことが好きという事例では、「いっしょに美術館に行くことができる」とか、母親が障害のある息子と認知症の義父の負担が大きい例では、「お母さんを時々お茶に誘うことができる」とか「お父さんが家族のことをもっと考えるよう説得する」などだ。

ワークショップはグループメンバーの途中交代により同じ事例に対して別の人が出来ることを出し合う。自分たちではこれ以上アイデアは出ないと思っていたら、他の人が追加を出しているのを見て、発見につながったり助けられた気持ちを持つことができると言える。

### 【今後に向けて】

厚労省の地域共生社会の実現においては、住民参加の実施が重要で、住民の意識が変わる仕組みが必要とされるので、本プログラムでは、以上のように参加者が体験することがそのニーズに応えられるものと考えられる。

今後の具体的な活動は次のとおり。

- ①プロモーションビデオの作成、②体験研修会の開催、③コーディネーター研修の開催。

プロモーションビデオは全国への広報のために必要である。体験研修会はこのプログラムの一部を体験してもらうためである。コーディネーター研修は、このプログラムを実施したい人に伝える人材の養成である。

さらに海外へ日本の取り組み発信し、今後それぞれの国や地域での展開につながることを目指す取り組みを検討したいと考えている。

\*CBID (Community-based Inclusive Development)



ワークショップで良いと思う付箋にシールを貼っているところ



富山県入善町でのワークショップ風景(2016年)

# 海外情報

## [ニュージーランド]有償家族介護制度を拡充

2019年7月7日、ニュージーランド政府は、有償家族介護(Family Funded Care)政策の変更を発表しました。

ニュージーランドは、重度障害児者に対する親や配偶者などによる家族介護に政府が介護料を支払う制度を2013年に導入し、実施してきました。しかし、家族介護をするためには、障害当事者と家族が雇用契約を結ばなければならないことや、介護料が通常の介護者によるものより低く抑えられていること、また、これらの問題について裁判に訴えることができないという制限がありました。

今回の変更で、これらに変更になり、雇用契約を結ばなくても良い方法を設ける、介護料は、最低賃金法に定める賃金から、通常の介護者と同額(時給\$20.50 から\$25.50)にする、「2000年ニュージーランド公衆衛生および障害者法(New Zealand Public Health and Disability Act 2000)」のパート4Aの規定を削除し裁判への訴えも可能にするということにするそうです。2020年に実施予定です。

政府の発表は下のサイトにあります。

<https://www.beehive.govt.nz/release/government-restores-fairness-family-carers>

また、「2000年ニュージーランド公衆衛生および障害者法」は、下のサイトにあります。

<http://legislation.govt.nz/act/public/2000/0091/72.0/DLM80051.html>

さらに、変更内容についての詳しい説明は、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.health.govt.nz/your-health/services-and-support/disability-services/types-disability-support/funded-family-care/funded-family-care-changes-2020>

## [中国]「平等・参加・共有：新中国における障害者の権利と利益の保護 70年白書」を発表

新華社通信2019年7月25日版によれば、国務院新聞弁公室が、「平等・参加・共有：新中国における障害者の権利と利益の保護 70年白書」を発表したとのことです。

記者会見には、障害者国務院副局長やハイディ中国障害者連盟議長が出席しました。

白書によれば、中国の障害者数は8,500万人で、1949年に中華人民共和国ができてから70年にわたり、中国共産党と中国政府は、常にピープルファーストを貫き、特別な困難をもつ人々にケアを提供してきたとのことです。

白書の目次は次のようになっています。

前文

I 障害者の権利擁護

II 障害者の権利と利益の保護のためのメカニズム

III 健康とリハビリテーション

IV 特別教育とインクルーシブ教育

V 雇用と起業家精神

VI 基本的な生活と社会保障

VII アクセシブルな環境の構築と移動の確保

VIII 個人の自由と差別解消

IX 良好な社会環境の構築

X 国際交流と協力

結論

記事は、下のサイトにあります。

[http://www.gov.cn/xinwen/2019-07/25/content\\_5415237.htm#1](http://www.gov.cn/xinwen/2019-07/25/content_5415237.htm#1)

英語版は、下のサイトにあります。(寺島)

[http://english.scio.gov.cn/2019-07/25/content\\_75031327.htm](http://english.scio.gov.cn/2019-07/25/content_75031327.htm)

## [英国]福祉改革の障害者に与えた影響に関するレポート

2019年7月19日、障害給付コンソーシアム(Disability Benefits Consortium:DBC)は、過

去 10 年間の福祉改革の障害者に対する経済的影響と生活経験に関するレポートを公表しました。

この調査は、Three Guineas Trust が資金提供し、East Anglia 大学、Glasgow 大学、および Landman Economics が実施したもので、福祉の変化が障害者に及ぼす累積的な影響に注目した最初の包括的な研究とされています。

レポートのタイトルは「福祉は不公平になったか - 変化の障害者に対する影響 (Has welfare become unfair - the impact of changes on disabled people)」です。

レポートには、次のような結果が示されています。

○障害のある人の手当の減少は、年間約 1,200 ポンドであったが、障害のない人は約 300 ポンドであった。

○ニーズが高い人ほど手当の減少が大きい。例えば、6 つ以上の障害がある人は、毎年 2,100 ポンド以上減少したが、1 つの人は 700 ポンドであった。

これらの結果から、手当の待期期間をなくすことや雇用支援手当を復活することなどが勧告されています。

詳しいことは、下のサイトをご覧ください。レポート見られます。(寺島)

<https://disabilitybenefitsconsortium.wordpress.com/2019/07/16/has-welfare-become-unfair-a-new-report-by-the-disability-benefit-consortium/>

## [スペイン]視覚障害者向け二次元コードナビゲーションシステム

navilens は、スペインのアリカンテ大学 (University of Alicante) と Neosistec という企業が開発した視覚障害者向け二次元コードナビゲーションシステムです。

20cm 四方の大きさの二次元コードで、黒地に 5×5 マスの色のついた正方形で構成されています。このマーカー(タグ)を、例えば、バ

ス停に貼っておき、無料のアプリをインストールしたスマートホンのカメラで撮影すると自動的にそのバス停の情報がスマートホンに提供され、音声でも聞くことができるというものです。

マーカーが大きいので、最大 12 メートル離れたところまで瞬時に検出されるため、スマホをかざしながら歩くと、視覚障害者は、環境情報をつぎつぎに音声で聞くことができます。動かしながらの検出や複数のマーカーの同時認識も可能です。

このマーカーをいろんなところに貼っておけば、移動場所の情報が継時的に流れてくるというものです。

バルセロナ市で、実証実験を実施中で、2,400 のバス停、159 の地下鉄駅に設置されており、アクセシビリティの向上に役立っているとのこと。

博物館などでも設置されていて、視覚障害者がスマートホンを使って解説を聞くことができるとのこと。

視覚障害者に限らず、バスの到着情報などは誰にも役立ちます。

マーカーを貼るだけなので、費用も手間も少なくて済みます。

詳しいことは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.navilens.com/>

## 編集後記

「情報フォルダー」のコーナーでは、当協会が推進している「地域共生社会開発プログラム」について紹介しました。CBID という世界保健機関 (WHO) が開発した世界的な地域開発の手法を活用しています。マトリックスを使って、現状把握と開発の方向性がわかりやすく理解できます。まちづくりなどに関心のある方は、一度、セミナーやワークショップに参加してみてください。(寺島)。